

死亡届

に関連するおもな手続き

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
----------------------------	-----	-------	----	------	-----

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

保険 年金	A	国民健康保険に加入していた（74 歳以下） または世帯員が国民健康保険に加入している世帯主	資格確認書の返却	・故人の資格確認書 ・故人及び世帯主のマイナンバー が確認できるもの ・委任状（代理の場合）		1 階 2 番窓口 （市民課）	
			国民健康保険資格喪失／適用終了				
			送付先の変更（必要な場合）				
	B	後期高齢者医療制度に加入していた（75 歳以上） または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している	資格確認書の返却	・故人の資格確認書		1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
			送付先の設定（高額療養費等）				
A・B 共通		→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主が確認できるもの ・喪主の口座が確認できるもの		A 1 階 2 番窓口 （市民課） ・	
		→還付金がある場合	振込口座の指定	・振込口座の確認ができるもの			
		→各種認定証を持っている場合	各種認定証等の返却	・限度額適用認定証 ・標準負担減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等		B 1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
高 齢	C 上記以外の健康保険に加入していた場合		※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください	
	国民年金を受給していた		・未支給年金／未支払給付金の請求	受付窓口でお尋ねください。		1 階 2 番窓口 （市民課）	
			・死亡の届出				
			・遺族年金の申請				
	国民年金（1 号）に加入していた		寡婦年金の申請	受付窓口でお尋ねください。			
			死亡一時金の請求				
			遺族年金の申請				
障がい	65 歳以上の方 または 40 歳以上 64 歳以下で介護保険の資格を有していた		資格喪失の手続き	・負担割合証 ・負担限度額認定証等 ・被保険者証または資格者証 ・相続人代表者の口座が確認で きるもの		1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
			高額介護サービス費等給付費の申請等 （該当者のみ）				
	障がいの手帳を持っていた		手帳の返却等の手続き	受付窓口でお尋ねください。		1 階 8 番窓口 （福祉課）	
	特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 経過的福祉手当 を受給していた		資格喪失等の手続き				
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた		資格喪失等の手続き				
	自立支援医療費助成 （精神通院、更生医療、育成医療） を受けていた		資格者証の返却等手続き				
こども	児童手当 児童扶養手当 を受給していた		資格喪失等の手続き	受付窓口でお尋ねください。		1 階 7 番窓口 （こども未来課）	
	子ども医療費助成 を受けていた	児童が亡くなったとき	資格喪失の手続き				
		保護者が亡くなったとき	保険の変更の手続き				
	ひとり親医療費助成 養育医療費助成 を受けていた		資格者証の返却等の手続き				
	保育園等に入園している 園児がいる	児童が亡くなったとき 世帯員が亡くなったとき	園に連絡している場合は、手続きは不要です。 支給認定内容の変更				

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金	市県民税・軽自動車税・固定資産税に未納がある		納税相談		1 階 4 番窓口 （税務課）	
	税・料等を口座振替で人吉市に納めていた		口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印		
	市県民税・軽自動車税が課税されている		市県民税等に関する書類の送付先 の指定		1 階 3 番窓口 （税務課）	
	原付バイク・小型特殊車両を所有していた		名義変更または廃車	ナンバープレート（廃車の場合） ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。		
	固定資産税の納付書が届いていた もしくは固定資産（土地・家屋）を持っていた		相続人代表者の申告			
その他	上下水道の使用をやめる場合		使用中止届	お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます	2 階 2－7 番窓口 （水道局お客様センター） 0966-22-5497	
	→上下水道の使用者名義を変更する場合		使用名義変更			
	印鑑登録をしていた		自動的に登録廃止になります		1 階 1 番窓口 （市民課）	
	市有墓地を使用していた		使用権の承継 （住所・氏名等変更届）	・承継人と故人の関係が確認で きる書類（戸籍謄本等） 受付窓口でお尋ねください。	2 階 2－9 番窓口 （環境課）	
	犬を飼っていた		・犬の登録事項変更届（所有者変更） ・犬の譲渡手続き			
	市営住宅を故人の名義で借りていた		退去または 入居承継手続き（名義変更）	受付窓口でお尋ねください。	2 階 2－1 番窓口 （住宅政策課）	
	故人が市営住宅に同居していた		入居者異動届出			
	森林を所有していた		森林の土地の所有者届出 ※相続人による手続きが必要	・相続登記済みの登記事項証明書 等相続したことの確認できる書類 ・相続人の認印 ・当該土地の位置を示す集成図（税 務課交付）	2 階 2－1 0 番窓口 （農林整備課）	
	農地を持っていた		農地の相続	・相続登記済の登記簿謄本等、相続 したことの確認できる書類		
	防災ラジオの返却（一人世帯の場合）		防災ラジオ返還届	防災ラジオ （AC アダプター等含む）	3 階 3－8 番窓口 （防災課）	

	ご家族があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
ご家族に関する届出・申請						
住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出			1階1番窓口 (市民課)	
	健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方 ※資格喪失日より14日以内	国民健康保険の加入 (74歳まで) 国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者)	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」			
保険 年金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書の交付	変更前の資格確認書		1階2番窓口 (市民課)	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例)・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください			
こども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、 相談	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・重度心身障がい者医療費助成 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・保育園等	※ご家庭の状況により利用できる 制度や必要なものが異なりますので、 ご相談ください		1階7番窓口 (こども未来課)	
	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を 所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 (12月29日～1月3日及び土日祝日 を除く午前9時～午後5時の間)		熊本地方法務局 人吉支局 0966-22-0056	
相 続	亡くなられた方の預貯金等について 相続手続きが必要な場合	法定相続情報証明				

人吉市役所

〒868-8601
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話
0966-22-2111

開庁時間 午前 **8時30分** ～ 午後 **5時15分**
※木曜日のみ窓口業務を午後 **7時** まで延長
(土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日は閉庁します)

市公式 HP



市公式 LINE



みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

死亡届

死亡の事実を知った日から **7日以内** に届出してください

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
 1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
 2. 同居者
 3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員等使者でも構いません。
- 届出に必要なもの
 - ・死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証(資格確認書)
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。